4月21日付の首相命令(No.15/PM)は次のとおり(一部を抜粋、ジェトロ訳)。

第3項.4月22日から5月5日まで社会的距離を維持するために、省、省相当機関、首都、首都の企業は日々の職員・労働者の数を適度に減らし、交代制にすること。ただし、軍・警察、消防隊、電気・水道・通信、輸送、保健衛生、ボランティア、予防治療担当者は除く。非出勤者はインターネットなどの通信システムを使用して在宅で勤務を行うこと。

4.在首都の者が他県へ移動することと、在他県の者の首都への移動をそれぞれ禁止。ただし、 首都または中央の特別委員会から許可された者、運輸は除く。首都と他県間の乗客輸送サー ビスを停止。警察は検問所を設けて厳格に検査すること。

5.首都在住の国民、職員、公務員、兵士、警察、労働者、学生、生徒、事業者、僧侶、外国 人、無国籍者、永住者の自宅からの外出を禁止する。ただし、日用品の購入や通院、本首相 命令第3項と11項の義務事項や組織から委任された義務の遂行は除く。

食料生産のための農作業は可能だが、村役場が検問の管理を厳格に行い、感染拡大リスクを 抑えること。

8.宗教や風習、結婚式、祝宴など 20 人以上が集まる集会、会議、イベントを禁止。葬式な ど必要な場合は必要な措置を厳格に実施すること。

9.一般人の市中感染がある国との国際国境、地方国境、慣習的国境の閉鎖を継続。ただし、中央特別委員会の許可がある者、輸送車両で14日間の隔離期間の新型コロナウイルスのモニタリング機器の使用がある場合は除く。

10.エンターテインメント施設、カラオケ、バー、インターネットカフェ、マッサージ・スパ、ビリヤード場、屋内スポーツ施設を閉鎖。

11.必要な事業は許可。大規模事業、工場工房、銀行、金融機関、証券市場、証券会社、病院、医療センター、薬局、レスキュー隊、郵便、通信、電気、水道、レストラン、カフェなど。ホテル・リゾートは宿泊とレストランのみ許可するが、措置を厳格に実施すること。密を避けるために交代勤務を実施すること。

18. 本命令は 4 月 22 日午前 6 時から 5 月 6 日午前 0 時までとし、変更がある場合は政府が告示する。